

宇都宮短期大学の目的に関する内規

第1条 宇都宮短期大学学則第1条の2第2項に定める人材の養成および教育研究等に関する目的は、この内規の定めるところによる。

第2条 音楽科の人材の養成に関する目的（教育目標）は、次のとおりとする。

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 音楽における基本的な理論と演奏技術を学ぶとともに、豊かな感性を磨く。
- 三 個々の特性を活かした芸術表現と、音楽に関わる広い職種に適う知識・技術や態度を学ぶ。

第3条 人間福祉学科の人材の養成に関する目的（教育目標）は、次のとおりとする。

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 福祉専門職としての基本的な知識・方法・態度を学ぶとともに、個々の特性を伸長する。
- 三 人間尊重の精神と豊かな人間性をもった福祉専門職として、課題解決・支援技術の方法を学ぶ。

第4条 教育研究上の目的を次のとおりとする。

2 アドミッションポリシー

（音楽科）

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、音楽を通して自己実現、自己表現、社会貢献を志すことへの明確な進路意識を持った学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 音楽の基礎的奏法を身につけている人。
- 二 基本的な表現能力をもつ人。
- 三 音楽の幅広いジャンルの表現や活動に強い関心と意欲をもつ人。

（人間福祉学科）

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、福祉の専門職として将来活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 福祉専門職としての知識・技術を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人

- 二 福祉専門職として不可欠なコミュニケーション能力をもつ人
- 三 利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報の教科など)をもつ人

3 カリキュラムポリシー

(音楽科)

- 一 人間と生活を理解するための教養科目。
- 二 音楽の理論と技術の基本を理解するための専門教育科目（必修）。
- 三 音楽の豊かな表現を伸長するための専門教育科目（選択）。
- 四 音楽の教員免許を取得するための教職に関する専門科目（選択）。

(人間福祉学科)

- 一 人間と生活を理解するための基礎教育科目。
- 二 福祉の基礎を理解するための専門教育科目（必修）。
- 三 福祉の基礎を理解するための専門教育科目（選択）。
- 四 福祉を豊かに実践するための専門教育科目。

4 ディプロマポリシー（学位授与方針）

(音楽科)

- 一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
- 二 音楽の意義を理解し、専門的な知識・技術や態度を身につけている。
- 三 音楽に情熱を注ぎ、自主の気風を高め、個性を生かした芸術表現を実践する基礎ができている。

(人間福祉科)

- 一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
- 二 福祉の意義を理解し、専門的な知識・方法や態度を身につけている。
- 三 人間の尊厳を尊重し、福祉の仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。